

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器空気作動弁点検時、トップベント等の制御ケーブル中継箱電線管接続用ロックナットの外れ（2箇所）が認められたため、当該ロックナットを取付け	D	
2	3号機	廃棄物処理系廃液ろ過器空気作動弁点検時、純水逆洗弁等の閉表示用リミットスイッチフレキシブル電線管に破損（2箇所）が認められたため、当該電線管を交換	D	
3	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク空気作動弁点検時、注入弁（A/B）開閉表示用リミットスイッチフレキシブル電線管等に外れ（2箇所）が認められたため、当該電線管を交換	D	
4	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク空気作動弁点検時、出口弁（A）の電磁弁排気ポートよりエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	D	
5	3号機	3・4号機開閉所分電盤において、「開閉所モータコントロールセンタ過負荷トリップ/地絡」の警報が発生したため、調査した結果、4号OFケーブル洞道内照明のケーブルに絶縁不良が認められたため、当該ケーブルを修理	D	
6	5号機	気体廃棄物処理系乾燥器用冷凍機温度検出器点検時、冷媒戻り配管の検出器（2箇所）に絶縁抵抗の低下が認められたため、当該検出器を交換	D	
7	5号機	計器設定に関する確認において、主蒸気管流量差圧変換器の計器仕様表に、誤記が認められたため、対応検討	C	
8	6号機	低圧復水ポンプ出口溶存酸素検出器の点検時、電極部に劣化が認められたため、当該検出器を交換	D	
9	6号機	原子炉建屋原子炉補機冷却水系配管において、保温材の破損が認められたため、保温材を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで